

新	旧
2027年国際園芸博覧会 会場衛生基本計画 (中略) 第4部 感染症編 第1章 事前対策 第1節 (略) 第2節 感染症に関する情報の収集 協会は、感染症発生時に行政機関と連携した迅速な対応が行えるよう、会場内の情報（症状のある患者の情報、食中毒に係る情報等）を日々収集し、横浜市保健所と調整する。会場外の状態については、関係機関の協力を得て、感染症発生動向に係る情報を収集する。 協会が収集した感染症発生に関する会場内の情報については、横浜市保健所へ共有し、専門家による分析・評価を受ける。 (中略) 第2章 応急対策 第1節 組織体制 協会は、会場内で感染症が発生した場合において、第1部第5章に定める組織体制を活用し、横浜市保健所が行う、調査（患者調査、施設調査）に協力する。 (中略) 1 感染拡大防止の取組み 協会は、会場内の感染の拡大、会場外への流出を防止するため、横浜市保健所と連携し、必要に応じて、以下の取組みを行う。対応に当たる関係従事者は、個人防護具を着用するなど二次感染防止に努める。 (中略)	2027年国際園芸博覧会 会場衛生基本計画 (中略) 第4部 感染症編 第1章 事前対策 第1節 (略) 第2節 感染症に関する情報の収集 協会は、感染症発生時に行政機関と連携した迅速な対応が行えるよう、会場内の情報（症状のある患者の情報、食中毒に係る情報等）を日々収集し、衛生管理室と調整する。会場外の状態については、関係機関の協力を得て、感染症発生動向に係る情報を収集する。 協会が収集した感染症発生に関する会場内の情報については、衛生管理室へ共有し、専門家による分析・評価を受ける。 (中略) 第2章 応急対策 第1節 組織体制 協会は、会場内で感染症が発生した場合において、第1部第5章に定める組織体制を活用し、衛生管理室が行う、調査（患者調査、施設調査）に協力する。 (中略) 1 感染拡大防止の取組み 協会は、会場内の感染の拡大、会場外への流出を防止するため、衛生管理室と連携し、必要に応じて、以下の取組みを行う。対応に当たる関係従事者は、個人防護具を着用するなど二次感染防止に努める。 (中略)

2 汚染場所の消毒及び感染症を媒介する生物の防除 協会は、感染症の病原体に汚染された場所及び区域（疑い含む）については、横浜市保健所と連携し、必要に応じて消毒を行う。 協会は、病原体を保有している感染症媒介生物が確認された場所については、横浜市保健所と連携し、必要に応じて防除を行う。 第4節 関係機関との連携 協会は、感染症患者（疑い含む）発生時に横浜市保健所、関係機関、消防、警察等と連携できるよう連絡体制を構築する。	2 汚染場所の消毒及び感染症を媒介する生物の防除 協会は、感染症の病原体に汚染された場所及び区域（疑い含む）については、衛生管理室と連携し、必要に応じて消毒を行う。 協会は、病原体を保有している感染症媒介生物が確認された場所については、衛生管理室と連携し、必要に応じて防除を行う。 第4節 関係機関との連携 協会は、感染症患者（疑い含む）発生時に衛生管理室、横浜市保健所、関係機関、消防、警察等と連携できるよう連絡体制を構築する。
--	---